

新 型 コ ロ ナ 税 特 法 に 係 る
消 費 税 の 特 例 に 関 す る Q & A

令和2年4月
国税庁消費税室

目 次

- 問 1 新型コロナ税特法により措置された消費税の特例について教えてください。 3
- 問 2 どのような事業者が特例の適用を受けることができるのですか。 3
- 問 3 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業としての収入の減少とは、どのような場合ですか。 4
- 問 4 特例の対象となるのは、一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった事業者とのことですが、「一定の期間」とはどのような期間ですか。 4
- 問 5 一定の期間に事業としての収入の著しい減少があったかどうかを判定する際の「収入金額」は、どのように計算するのですか。 5
- 問 6 「特定課税期間」について教えてください。 5
- 問 7 「消費税の課税選択の変更に係る特例」について教えてください。 6
- 問 8 「消費税の課税選択の変更に係る特例」の適用を受けようとする場合、どのような手続が必要ですか。 7
- 問 9 特例承認申請書に添付する「事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」とは具体的にどのような書類をいうのですか。 8
- 問 10 3月末決算法人が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、急きよ、業態変更に伴う設備投資を行ったため、令和2年3月期について課税事業者を選択する場合、どのような手続が必要ですか。 9
- 問 11 9月末決算法人が、当初、課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少し、予定していた設備投資を行うことができなくなったため、令和2年9月期について課税事業者の選択をやめる場合、どのような手続が必要ですか。 11
- 問 12 新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の制限（消費税法第12条の2第2項又は第12条の3第3項）を解除する特例について教えてください。 13
- 問 13 3月末決算の新設法人（平成29年4月1日設立）が、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和2年

- 3月期以後における納税義務の免除の制限を解除する場合、どのような手続が必要ですか。…………… 14
- 問 14 3月末決算の新設法人（平成31年4月1日設立）が、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和4年3月期における納税義務の免除の制限を解除する場合、どのような手続が必要ですか。…………… 16
- 問 15 高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の制限（消費税法第12の4第1項）を解除する特例について教えてください。…………… 18
- 問 16 高額特定資産を取得していた3月末決算法人が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和2年3月期以後における納税義務の免除の制限を解除する場合、どのような手続が必要ですか。…………… 19
- 問 17 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少した3月末決算法人が、令和3年3月期に高額特定資産を取得する場合、令和4年3月期以後における納税義務の免除の制限を解除することはできますか。…………… 21
- 問 18 高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合の納税義務免除の制限（消費税法第12条の4第2項）を解除する特例について教えてください。…………… 23
- 問 19 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少した3月末決算法人が、令和3年3月期に高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合、令和4年3月期以後における納税義務免除の制限を解除することはできますか。…………… 24
- 問 20 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者は、簡易課税制度の適用変更を行うことができますか。…………… 26

(特例の概要)

問1 新型コロナ税特法により措置された消費税の特例について教えてください。

(答)

新型コロナ税特法（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律）が施行され、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」といいます。）を受けている事業者の方で一定の要件を満たす方（問2参照）について、次のような消費税の特例が設けられました。

1 消費税の課税選択の変更に係る特例（新型コロナ税特法10①③）

納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又は選択をやめる）ことができます（問7～11参照）。

2 次の(1)から(3)の場合における納税義務の免除の制限を解除する特例（新型コロナ税特法10④～⑥）

(1) 新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合（問12～14参照）

(2) 高額特定資産の仕入れ等を行った場合（問15～17参照）

(3) 高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合（問18、19参照）

(特例対象事業者)

問2 どのような事業者が特例の適用を受けることができますか。

(答)

特例の対象となるのは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった事業者の方です（新型コロナ税特法10①）。

「一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった」とは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の連続した1か月以上の期間（以下「調査期間」といいます。）の事業としての収入金額について、その調査期間の直前1年間における調査期間に対応する期間^{※1}の収入金額^{※2}に対して、概ね50%以上減少していると認められることをいいます（新型コロナ税特法通達2）。

※1 事業開始1年未満であることにより、調査期間に対応する期間がない場合は、令和2年1月以前でその対応する期間に近接する期間その他調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間を比較対象として差し支えありません。

※2 年間収入しか集計していないなど、調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前1年間の収入金額を12で除し、これを割り当てる方法（平均収入）その他適当な方法により算定した金額を比較対象として差し支えありません。

(新型コロナウイルス感染症等の影響)

問3 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業としての収入の減少とは、どのような場合ですか。

(答)

新型コロナウイルス感染症等の影響による事業としての収入の減少とは、事業としての収入の著しい減少が新型コロナウイルス感染症等の影響に因果関係を有することをいい、例えば、次のような状況となったため収入が減少した場合をいいます（新型コロナ特法通達1）。

- (1) 事業者本人やその親族、会社の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した（又は感染の疑いがあった）ため事業を休業した。
- (2) 国や都道府県等の要請により、イベントや営業を自粛した。
- (3) 国や都道府県等の外出自粛要請により従業員を自宅待機させる等の対応をとったことから、営業規模や営業時間を縮小した。
- (4) 国や都道府県等の外出自粛要請により来客が減少した。
- (5) 入国制限措置により来客が減少した。
- (6) 国や都道府県等の要請により、賃料の支払を猶予した。

(一定の期間)

問4 特例の対象となるのは、一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった事業者とのことですが、「一定の期間」とはどのような期間ですか。

(答)

特例の対象となるのは、一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった事業者ですが、「一定の期間」とは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の期間で、連続する1か月以上の期間をいいます（新型コロナ特法通達2）。

このため、連続する1か月以上の期間であれば、例えば、4月1日から5月15日という期間でもよいこととなります。

なお、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうちの任意の期間ですから、例えば、令和元年9月1日から令和2年3月31日といったように、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間でない部分を含む期間は認められません。

(収入金額の計算)

問5 一定の期間に事業としての収入の著しい減少があったかどうかを判定する際の「収入金額」は、どのように計算するのですか。

(答)

一定の期間に事業としての収入の著しい減少があったかどうかを判定する際の「収入金額」の計算に当たっては、事業者の事業上の売上その他の経常的な収入の額（消費税の課税取引に係る収入に限られません。）を含めますが、各種給付金など臨時的な収入は含めません。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業者が収入すべき対価の額を減免又は猶予した場合のその減免額又は猶予額についても「収入金額」に含めません。

例えば、不動産賃貸人が政府の要請に基づき賃借人が支払うべき賃料の支払を猶予していると認められる場合、「収入金額」の計算に当たっては、調査期間における賃料収入に計上される額からその猶予額を控除します。

(新型コロナ特法通達2(注)1、2)

(特定課税期間)

問6 「特定課税期間」について教えてください。

(答)

「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業としての収入の著しい減少があった期間（調査期間）内の日を含む課税期間をいいます。

例えば、課税期間の特例を適用していない3月決算法人において、令和2年3月1日から同月31日までの間の事業としての収入が前年同期間と比べて概ね50%以上減少した場合、令和2年3月1日から同月31日までの日を含む課税期間（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）が「特定課税期間」となります。

なお、事業としての収入の著しい減少があった期間（調査期間）が複数の課税期間にまたがっている場合には、その複数の課税期間のそれぞれが「特定課税期間」となります。

(消費税の課税選択の変更に係る特例)

問7 「消費税の課税選択の変更に係る特例」について教えてください。

(答)

特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又は選択をやめる）ことができます※（新型コロナ特法 10①③）。

この特例の適用により課税事業者を選択する（又は選択をやめる）場合、2年間の継続適用要件（消費税法 9⑥）は適用されません（特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。）。

また、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産（一の取引単位につき100万円（税抜き）以上の固定資産をいいます。以下同じ。）を取得した場合の「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出制限（消費税法 9⑦）も適用されません（新型コロナ特法 10②）。

※ 課税事業者の選択（又は選択不適用）については、原則として、「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から効力が発生することとなっています。

なお、これらの届出書については、その提出期限が定められていないことから、国税通則法第11条による期限延長の対象となりません。

(注1) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年。以下同じ。）における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

合併、分割があった場合や、特定期間（個人事業者はその年の前年1/1～6/30、法人は原則、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間。以下同じ。）における課税売上高1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

(注2) 課税期間開始後において課税事業者を選択する事業者は、その課税期間の全ての取引に係る帳簿等の保存が必要となる点、一般課税を選択し、仕入税額控除を行うためには、帳簿のほか請求書等の保存が必要となる点に留意が必要です。

(消費税の課税選択の変更に係る特例の承認申請手続)

問8 「消費税の課税選択の変更に係る特例」の適用を受けようとする場合、どのような手続が必要ですか。

(答)

「消費税の課税選択の変更に係る特例」の承認を受けようとする場合、「新型コロナ税特法第10条第1項(第3項)の規定に基づく課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」に「新型コロナウイルスの影響等により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」(問9参照。以下「確認書類」といいます。)を添付して、次の申請期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特例承認申請書と併せて「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税課税事業者選択不適用届出書」も提出してください。

<申請期限>

1 課税事業者を選択する場合(新型コロナ税特法10⑦一)

⇒ 特定課税期間の末日の翌日から2月(個人事業者のその年の12月31日の属する課税期間の場合は3月)を経過する日^{※1}

※1 国税通則法第11条の規定の適用により、この承認申請の期限を延長することができます。

2 課税事業者の選択をやめる場合

(1) 特定課税期間から課税事業者の選択をやめる場合(新型コロナ税特法10⑦二イ)

⇒ 特定課税期間に係る確定申告書の提出期限^{※2}

(2) 特定課税期間の末日が、課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日以後2年を経過する日(③において「2年経過日」といいます。)以後に到来する場合で、その特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間から課税事業者の選択をやめる場合(新型コロナ税特法10⑦二イ)

⇒ 特定課税期間に係る確定申告書の提出期限^{※2}

(3) 上記(1)、(2)以外の場合(新型コロナ税特法10⑦二ロ)

⇒ 「2年経過日の属する課税期間の末日」と「課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日」とのいずれか早い日

※2 国税通則法第11条の規定の適用により当該確定申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長された期限となります。

(収入の著しい減少があったことを確認できる書類)

問9 特例承認申請書に添付する「事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」とは具体的にどのような書類をいうのですか。

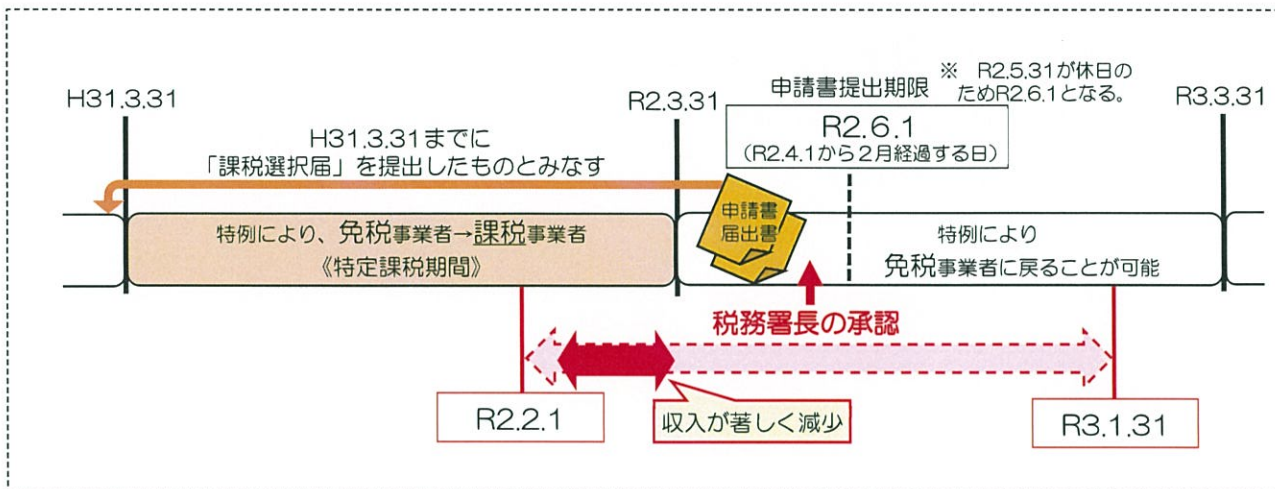
(答)

特例承認申請書に添付する「新型コロナウイルスの影響等により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」(確認書類)とは、例えば、損益計算書、月次試算表、売上帳、現金出納帳、預金通帳の写しなどで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の連続する1か月以上の期間(調査期間)と、その調査期間の直前1年間における調査期間に対応する期間の事業としての収入の金額が確認できる書類をいいます。

(課税事業者を選択する場合の具体例)

問10 3月末決算法人が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、急きょ、業態変更に伴う設備投資を行ったため、令和2年3月期について課税事業者を選択する場合、どのような手続が必要ですか。

<事例>



(答)

この事例の場合、「特定課税期間」は、事業としての収入の著しい減少のあった令和2年3月1日から同月31日までの日を含む課税期間である、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税期間（令和2年3月期）となります。

特定課税期間（令和2年3月期）から課税事業者を選択する場合、特定課税期間の末日の翌日から2月を経過する日（事例の場合、令和2年5月31日が休日であるため、令和2年6月1日）までに※、特例承認申請書に確認書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

また、特例承認申請書と併せて「消費税課税事業者選択届出書」も提出してください。

※ 国税通則法第11条の規定の適用により、この承認申請の期限を延長することができます。

(注1) 課税期間開始後において課税事業者を選択する事業者は、その課税期間の全ての取引に係る帳簿等の保存が必要となる点、一般課税を選択し、仕入税額控除を行うためには、帳簿のほか請求書等の保存が必要となる点に留意が必要です。

< 1年間だけ課税事業者を選択する場合 >

特例により課税事業者を選択する場合、2年間の継続適用要件（消費税法9⑥）、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合の「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出制限（消費税法9⑦）は適用されませんので、この事例の場合、令和3年3月期から課税事業者の選択をやめることもできます。

令和3年3月期から課税事業者の選択をやめる場合、原則として、令和2年3月31日までに「課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。

この点、令和3年3月期は特定課税期間ではありませんが、特例の対象は「特定課税以後の課税期間」であるため、特例の適用を受けることができます。

特定課税期間後の課税期間について、特例により課税事業者の選択をやめる場合の申請期限は、

- (1) 特定課税期間の末日が、課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日以後2年を経過する日（2年経過日）以後に到来する場合は、特定課税期間に係る確定申告書の提出期限
- (2) (1)以外の場合は「2年経過日の属する課税期間の末日」と「課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日」とのいずれか早い日

とされています。

この事例の場合、特定課税期間の末日は令和2年3月31日、2年経過日は令和3年3月31日であり、特定課税期間の末日が2年経過日以後に到来する場合に該当しないため、「2年経過日の属する課税期間の末日」（令和3年3月31日）と「課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日」（令和3年3月31日）とのいずれか早い日が承認申請期限になります。

したがって、令和3年3月31日までに、特例承認申請書に確認書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出し承認を受ければ、令和3年3月期について課税事業者の選択をやめることができます。

なお、この場合、特例承認申請書と併せて「消費税課税事業者選択不適用届出書」も提出してください。

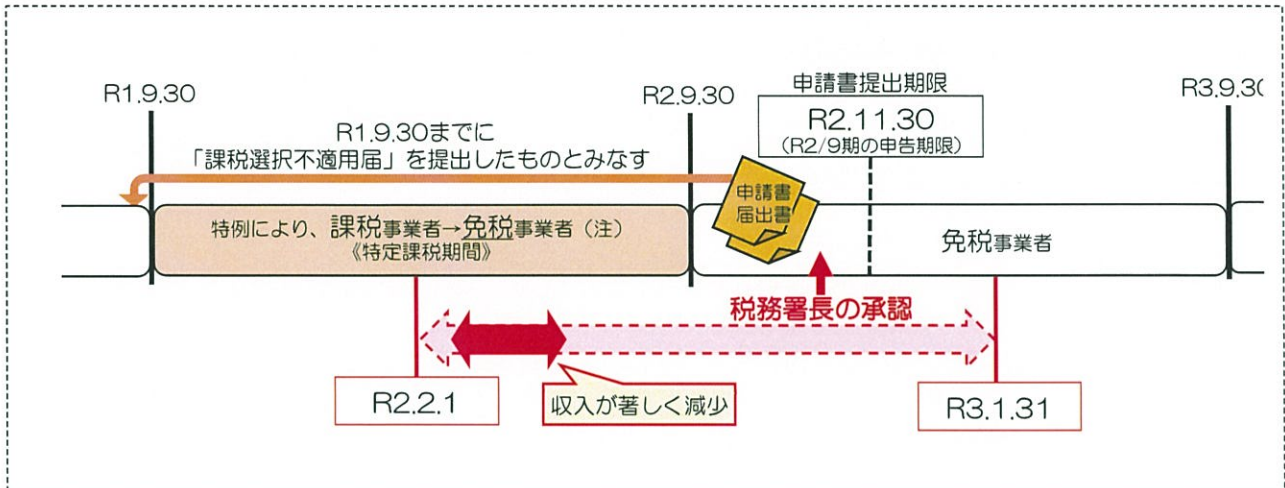
（注2） 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

合併、分割があった場合や、特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

(課税事業者の選択をやめる場合の具体例)

問11 9月末決算法人が、当初、課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少し、予定していた設備投資を行うことができなくなったため、令和2年9月期について課税事業者の選択をやめる場合、どのような手続が必要ですか。

<事例>



(答)

この事例の場合、「特定課税期間」は、事業としての収入の著しい減少のあった令和2年3月1日から同月31日までの日を含む課税期間である、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの課税期間（令和2年9月期）となります。

特定課税期間（令和2年9月期）から課税事業者の選択をやめる場合、特定課税期間の確定申告書の提出期限（令和2年11月30日）までに*、特例承認申請書に確認書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

また、特例承認申請書と併せて「消費税課税事業者選択不適用届出書」も提出してください。

※ 国税通則法第11条の規定の適用により当該確定申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長された期限となります。

なお、特例により課税事業者の選択をやめる場合、2年間の継続適用要件（消費税法9⑥）、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合の「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出制限（消費税法9⑦）は適用されませんので、事例の場合、令和2年9月期がこれらの制限期間に該当する場合であっても、課税事業者の選択をやめることができます。

(注1) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

合併、分割があった場合や、特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

< 1年間だけ課税事業者の選択をやめる場合 >

この事例において、令和3年9月期から再び課税事業者を選択する場合、原則として、令和2年9月30日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。

この点、令和3年9月期は特定課税期間ではありませんが、特例の対象は「特定課税以後の課税期間」であるため、特例の適用を受けることができます。

特例により課税事業者を選択する場合の申請期限は、特定課税期間の末日の翌日から2月（個人事業者のその年の12月31日の属する課税期間の場合は3月）を経過する日※とされています。

※ 国税通則法第11条の規定の適用により、この承認申請の期限を延長することができます。

したがって、この事例の場合、令和2年11月30日までに、特例承認申請書に確認書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出し承認を受ければ、令和3年9月期について課税事業者を選択することができます。

なお、この場合、特例承認申請書と併せて「消費税課税事業者選択届出書」も提出してください。

この事例のように、特例により1年間だけ課税事業者の選択をやめる場合、課税事業者の選択をやめる特例承認申請書の提出期限と、再び課税事業者を選択する場合の特例承認申請書の提出期限が同じ日になるため、留意が必要です。

(注2) 課税期間開始後において課税事業者を選択する事業者は、その課税期間の全ての取引に係る帳簿等の保存が必要となる点、一般課税を選択し、仕入税額控除を行うためには、帳簿のほか請求書等の保存が必要となる点に留意が必要です。

(新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合の納税義務免除の制限を解除する特例)

問 12 新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の制限（消費税法第 12 条の 2 第 2 項又は第 12 条の 3 第 3 項）を解除する特例について教えてください。

(答)

新設法人又は特定新規設立法人^{※1}が、基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、その取得した課税期間について一般課税で申告を行う場合、その取得した課税期間の初日以後 3 年間は納税義務が免除されません（消費税法 12 の 2 ②又は 12 の 3 ③）。

新設法人又は特定新規設立法人に該当する特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この 3 年間の納税義務が免除されない制限を解除することができます（新型コロナ特法 10④）。

※1 新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人でその事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上の法人をいい、特定新規設立法人とは、新設法人に該当しない新規設立法人のうち、その事業年度開始の日において、他の者に支配されているなど一定の場合に該当することとなる法人をいいます。

なお、この特例の承認を受けようとする場合、「新型コロナ特法第 10 条第 4 項から第 6 項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」に確認書類（問 9 参照）を添付して、次の申請期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

<申請期限>（新型コロナ特法 10⑦三）

「特定課税期間の確定申告書の提出期限」^{※2}と「基準期間のない事業年度のうち、最後の事業年度終了の日」とのいずれか遅い日

※2 国税通則法第 11 条の規定の適用により当該確定申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長された期限となります。

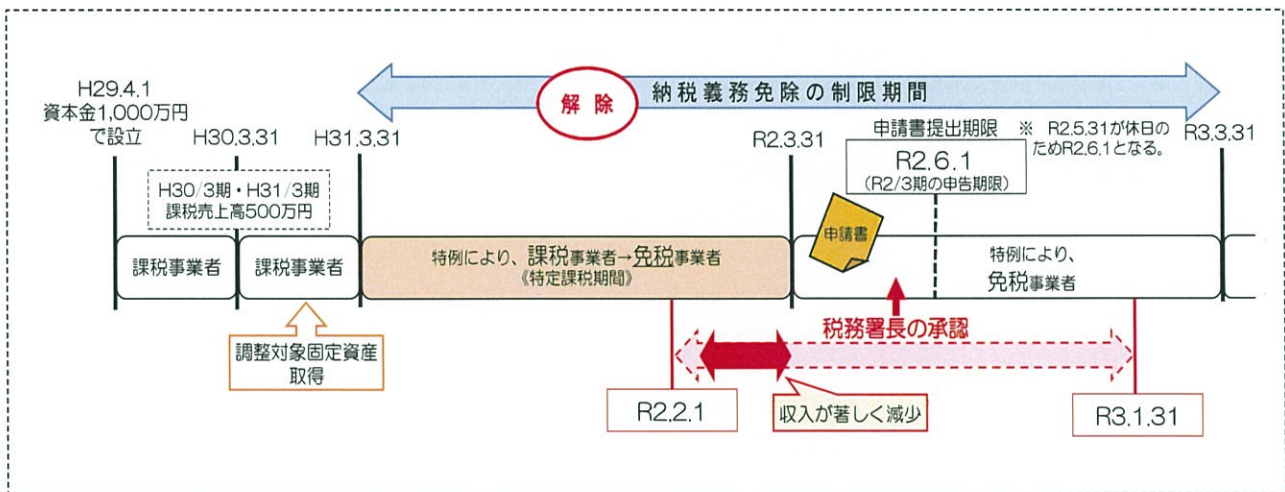
(注) 新設法人又は特定新規設立法人の基準期間ができた課税期間以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります（新型コロナ特法通達 3）。

なお、基準期間がない課税期間は、消費税法第 12 条の 2 第 1 項又は第 12 条の 3 第 1 項の規定により課税事業者となるため、本特例により免税事業者になることはできません。

(新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合の納税義務免除の制限を解除する場合の具体例【その1】)

問13 3月末決算の新設法人(平成29年4月1日設立)が、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和2年3月期以後における納税義務の免除の制限を解除する場合、どのような手続が必要ですか。

<事例>



(答)

この事例の場合、「特定課税期間」は、事業としての収入の著しい減少のあった令和2年3月1日から同月31日までの日を含む課税期間である、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税期間(令和2年3月期)となります。

新設法人が、基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、その取得した課税期間について一般課税で申告を行う場合、その取得した課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されません(消費税法12の2②)。

このため、この事例の場合、令和2年3月期及び令和3年3月期の納税義務は免除されないこととなりますが、新設法人に該当する特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この納税義務が免除されない制限を解除することができます(新型コロナ特法10④)。

この場合の申請期限は、「特定課税期間に係る確定申告書の提出期限」(事例の場合、令和2年5月31日が休日であるため、令和2年6月1日)※と「基準期間のない事業年度のうち、最後の事業年度終了の日」(平成31年3月31日)とのいずれか遅い日となります。

※ 国税通則法第11条の規定の適用により当該確定申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長された期限が申請期限となります。

したがって、令和2年6月1日までに、特例承認申請書に確認書類を添付して、納税

地の所轄税務署長に提出し承認を受ければ、令和2年3月期以後における納税義務の免除の制限が解除されます。

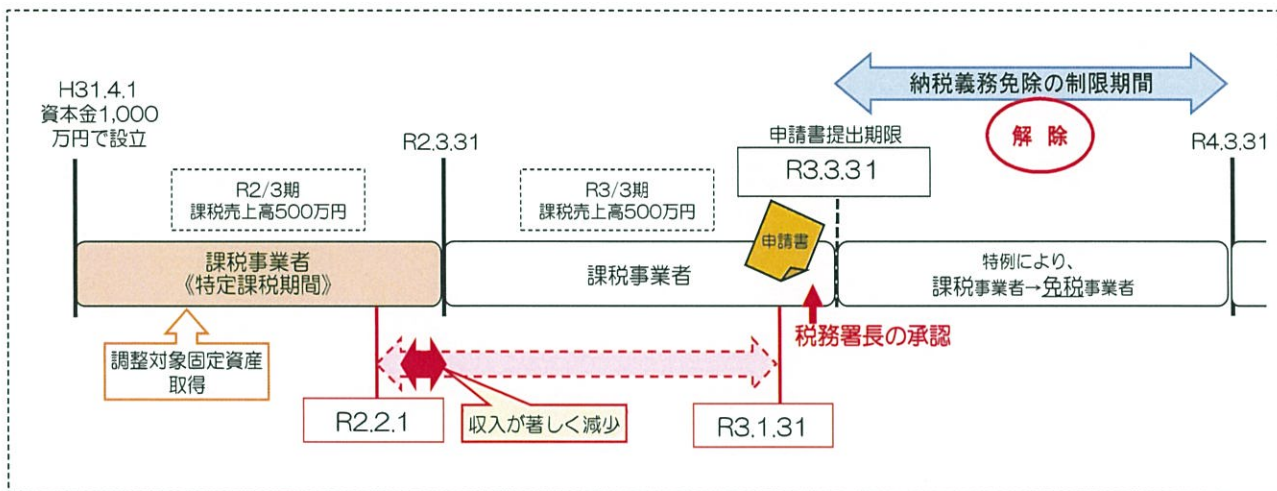
(注) 新設法人の基準期間ができた課税期間（令和2年3月期）以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります（新型コロナ特法通達3）。

なお、基準期間がない課税期間（平成31年3期まで）は、消費税法第12条の2第1項又は第12条の3第1項の規定により課税事業者となるため、本特例により免税事業者になることはできません。

(新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合の納税義務免除の制限を解除する場合の具体例【その2】)

問14 3月末決算の新設法人(平成31年4月1日設立)が、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和4年3月期における納税義務の免除の制限を解除する場合、どのような手続が必要ですか。

<事例>



(答)

この事例の場合、「特定課税期間」は、事業としての収入の著しい減少のあった令和2年3月1日から同月31日までの日を含む課税期間である、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税期間(令和2年3月期)となります。

新設法人が、基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、その取得した課税期間について一般課税で申告を行う場合、その取得した課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されません(消費税法12の2②)。

このため、この事例の場合、令和4年3月期の納税義務は免除されないこととなりますが、新設法人に該当する特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この納税義務が免除されない制限を解除することができます(新型コロナ特法10④)。

この場合の申請期限は、「特定課税期間に係る確定申告書の提出期限」(事例の場合、令和2年5月31日が休日であるため、令和2年6月1日)※と「基準期間のない事業年度のうち、最後の事業年度終了の日」(令和3年3月31日)とのいずれか遅い日となります。

※ 国税通則法第11条の規定の適用により当該確定申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長された期限が申請期限となります。

したがって、令和3年3月31日までに、特例承認申請書に確認書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出し承認を受ければ、令和4年3月期における納税義務の免除の制限が解除されます。

(注) 新設法人の基準期間ができた課税期間（令和4年3月期）以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります（新型コロナ特法通達3）。

なお、基準期間がない課税期間（令和3年3期まで）は、消費税法第12条の2第1項又は第12条の3第1項の規定により課税事業者となるため、本特例により免税事業者になることはできません。

(高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務免除の制限を解除する特例)

問 15 高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の制限(消費税法第 12 の 4 第 1 項)を解除する特例について教えてください。

(答)

高額特定資産^{※1}の仕入れ等を行い、その仕入れ等の日^{※2}の属する課税期間について一般課税で申告を行う場合、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年間^{※3}は納税義務が免除されません(消費税法 12 の 4 ①)。

特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この3年間の納税義務が免除されない制限を解除することができます(新型コロナ税特法 10⑤)。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、1,000万円(税抜き)以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 自己建設高額特定資産(他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産)を取得した場合の高額特定資産の仕入れ等の日は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額(建設費用)の累計額が1,000万円以上となった日となります。

※3 自己建設高額特定資産にあつては、※2の建設費用の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間からその建設等が完了した日の属する課税期間以後3年経過する日の属する課税期間までの課税期間。

なお、この特例の承認を受けようとする場合、「新型コロナ税特法第 10 条第 4 項から第 6 項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」に確認書類(問 9 参照)を添付して、次の申請期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

<申請期限> (新型コロナ税特法 10⑦四)

「特定課税期間の確定申告書の提出期限」^{※4}と「高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日」とのいずれか遅い日

※4 国税通則法第 11 条の規定の適用により当該確定申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長された期限となります。

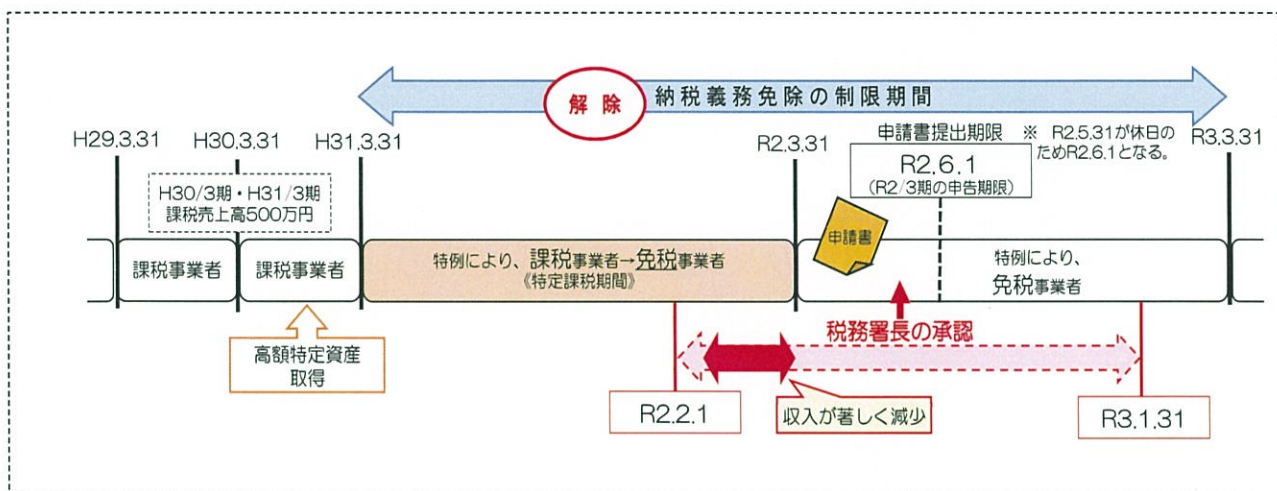
(注) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

合併、分割があつた場合や、特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

(高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務免除の制限を解除する場合の具体例【その1】)

問 16 高額特定資産を取得していた3月末決算法人が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和2年3月期以後における納税義務の免除の制限を解除する場合、どのような手続が必要ですか。

<事例>



(答)

この事例の場合、「特定課税期間」は、事業としての収入の著しい減少のあった令和2年3月1日から同月31日までの日を含む課税期間である、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税期間（令和2年3月期）となります。

高額特定資産の仕入れ等を行い、その仕入れ等の日の属する課税期間について一般課税で申告を行う場合、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されません（消費税法12の4①）。

このため、この事例の場合、令和2年3月期及び令和3年3月期の納税義務は免除されませんが、特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間（この事例の場合、令和3年3月期）までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この納税義務が免除されない制限を解除することができます（新型コロナ特法10⑤）。

この場合の申請期限は、「特定課税期間に係る確定申告書の提出期限」（事例の場合、令和2年5月31日が休日であるため、令和2年6月1日）※と「高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日」（平成31年3月31日）とのいずれか遅い日となります。

※ 国税通則法第11条の規定の適用により当該確定申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長された期限が申請期限となります。

したがって、令和2年6月1日までに、特例承認申請書に確認書類を添付して、納税

地の所轄税務署長に提出し承認を受ければ、令和2年3月期以後における納税義務の免除の制限が解除されます。

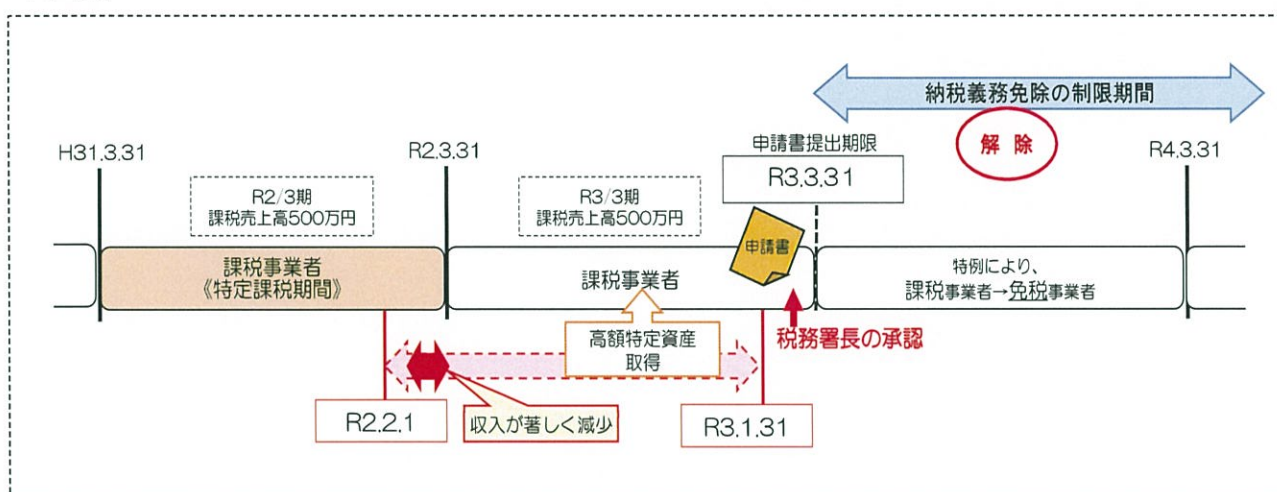
(注) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

合併、分割があった場合や、特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

(高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務免除の制限を解除する場合の具体例【その2】)

問 17 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少した3月末決算法人が、令和3年3月期に高額特定資産を取得する場合、令和4年3月期以後における納税義務の免除の制限を解除することはできますか。

<事例>



(答)

この事例の場合、「特定課税期間」は、事業としての収入の著しい減少のあった令和2年3月1日から同月31日までの日を含む課税期間である、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税期間（令和2年3月期）となります。

高額特定資産の仕入れ等を行い、その仕入れ等の日の属する課税期間について一般課税で申告を行う場合、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されません（消費税法12の4①）。

このため、この事例の場合、令和4年3月期及び令和5年3月期の納税義務は免除されないこととなりますが、特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間（この事例の場合、令和3年3月期）までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この納税義務が免除されない制限を解除することができます（新型コロナ特法10⑤）。

この場合の申請期限は、「特定課税期間に係る確定申告書の提出期限」（事例の場合、令和2年5月31日が休日であるため、令和2年6月1日）※と「高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日」（令和3年3月31日）とのいずれか遅い日となります。

※ 国税通則法第11条の規定の適用により当該確定申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長された期限が申請期限となります。

したがって、令和3年3月31日までに、特例承認申請書に確認書類を添付して、納税

地の所轄税務署長に提出し承認を受ければ、令和4年3月期以後における納税義務の免除の制限が解除されます。

(注) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

合併、分割があった場合や、特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

(高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合の納税義務免除の制限を解除する特例)

問 18 高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合の納税義務免除の制限(消費税法第 12 条の 4 第 2 項)を解除する特例について教えてください。

(答)

高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整措置^{※1}の適用を受けた場合、その適用を受けた課税期間の初日以後 3 年間^{※2}は納税義務が免除されません(消費税法 12 の 4 ②^{※3})。

特定課税期間の初日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までに高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この 3 年間の納税義務が免除されない制限を解除することができます(新型コロナ特法 10⑥)。

※1 棚卸資産の調整措置とは、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です(消費税法 36①③)。

※2 棚卸資産の調整措置を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産(他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の 100/110 に相当する金額等の累計額が 1,000 万円以上となったもの)にあつては、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの課税期間。

※3 令和 2 年 4 月 1 日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受ける場合に適用されます。

なお、この特例の承認を受けようとする場合、「新型コロナ特法第 10 条第 4 項から第 6 項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」に確認書類(問 9 参照)を添付して、次の申請期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

<申請期限> (新型コロナ特法 10⑦五)

「特定課税期間の確定申告書の提出期限」^{※4}と「棚卸資産の調整規定の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日」とのいずれか遅い日

※4 国税通則法第 11 条の規定の適用により当該確定申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長された期限が申請期限となります。

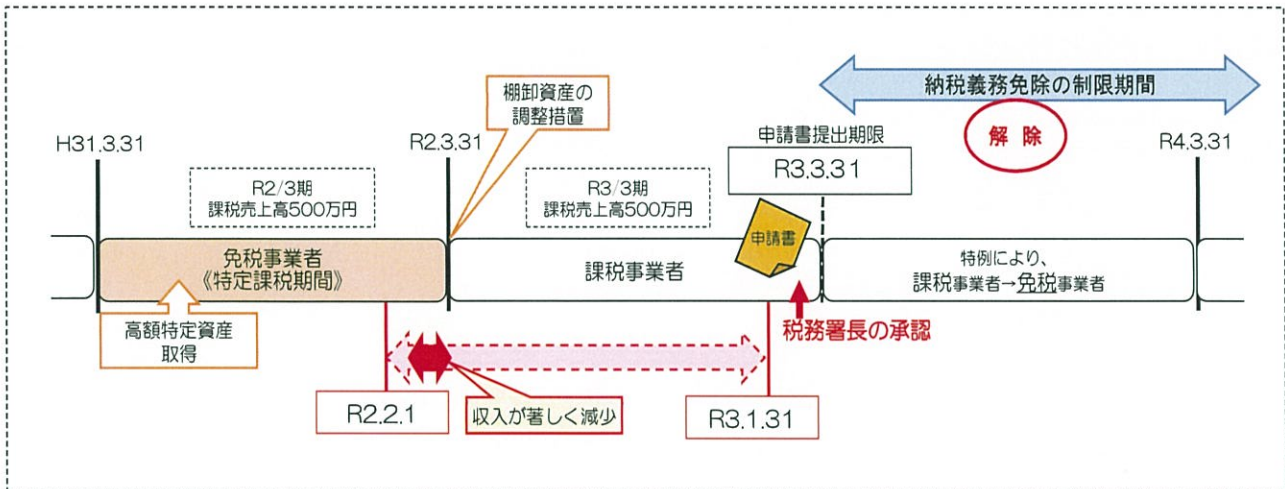
(注) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者です。

合併、分割があつた場合や、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

(高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合の具体例)

問 19 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少した3月末決算法人が、令和3年3月期に高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合、令和4年3月期以後における納税義務免除の制限を解除することはできますか。

<事例>



(答)

この事例の場合、「特定課税期間」は、事業としての収入の著しい減少のあった令和2年3月1日から同月31日までの日を含む課税期間である、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税期間（令和2年3月期）となります。

高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合、その適用を受けた課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されません（消費税法12の4②）。

このため、この事例の場合、令和4年3月期及び令和5年3月期の納税義務は免除されないこととなりますが、特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間（この事例の場合、令和3年3月期）までに高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この納税義務が免除されない制限を解除することができます（新型コロナ特法10⑥）。

この場合の申請期限は、「特定課税期間に係る確定申告書の提出期限」（事例の場合、令和2年3月期は免税事業者であるため、なし。）と「棚卸資産の調整規定の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日」（令和3年3月31日）とのいずれか遅い日となります。

したがって、令和3年3月31日までに、特例承認申請書に確認書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出し承認を受ければ、令和4年3月期以後における納税義務の免除の制限が解除されます。

(注) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

合併、分割があった場合や、特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

(簡易課税制度の適用の特例)

問 20 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者は、簡易課税制度の適用変更を行うことができますか。

(答)

簡易課税制度の適用変更については、消費税法第 37 条の 2 において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています。

例えば、今般の新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことで、

- ・ 通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が低下したため簡易課税へ変更したい

- ・ 感染拡大防止のために緊急な課税仕入れ^{※1}が生じたため一般課税へ変更したいなどの事情がある事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、簡易課税制度の選択する（又は選択をやめる）ことができます。

なお、この簡易課税制度の特例を受けるためには、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害がやんだ日から 2 月以内^{※2}に「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」と併せて、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※1 「感染拡大防止のための緊急な課税仕入れ」とは、例えば次のようなものです。

- ・ 社員を分散して勤務させるため、別の事務所を緊急で借り上げた
- ・ 感染予防のため、パーティションを設置するなど増設工事を行った
- ・ 消毒液やマスクなどの衛生用品を大量に購入した

※2 被害のやんだ日とその申請に係る課税期間の末日の翌日（個人事業者の場合は、その末日の翌日から 1 月を経過した日）以後に到来する場合には、その課税期間に係る確定申告書の提出期限（国税通則法第 11 条の規定の適用により申告期限等の延長を受けている場合にはその延長された期限）となります。

(注 1) 簡易課税制度は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の場合に限り適用することができます。

(注 2) この特例の適用を受ける場合、2 年間の継続適用要件は適用されません。また、調整対象固定資産や高額特定資産等を取得した場合の「消費税簡易課税制度届出書」の提出制限も適用されません。